

<個々の消費者の知識及び経験を考慮した情報提供>

問4 消費者契約の締結について勧誘をするに際して、事業者が、個々の消費者の知識及び経験を考慮した情報提供をすべき義務を定めるのはなぜですか。

(答)

1. 情報提供の在り方は個別の消費者が契約内容等をどの程度理解しているのかによって変わり得るものですので、事業者の消費者に対する情報提供は、個別の消費者の事情についても考慮した上で実質的に行われるべきものです^{(注1)(注2)}。

(注1) 事業者が消費者に情報を提供する際に考慮すべき事情としては、消費者の理解と関連性が高い「知識及び経験」を明記しています。

(注2) 例えば、消費者が若年者であって、知識及び経験が十分でないようなときには、この点を考慮して、一般的・平均的な消費者のときよりも、より基礎的な内容から説明を始めること等が事業者に求められると考えられます。

2. 改正前の消費契約法第3条第1項の規定からは、上記の点が必ずしも明らかではないことから、法文上で明示することとしたものです。